

吸收分割に関する事前開示書面

(吸收分割に関する事前備置書面)

2024年11月29日

株式会社トライアルホールディングス

株式会社Retail AI

2024年11月29日

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルホールディングス
代表取締役社長 亀田 晃一

東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スクエア
株式会社Retail AI
代表取締役CEO 永田 洋幸

吸收分割に関する事前開示書面

(吸收分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項)

(吸收分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)

株式会社トライアルホールディングス（以下「吸收分割承継会社」という。）及び株式会社Retail AI（以下「吸收分割会社」という。）は、2024年11月22日付で締結した吸收分割契約書に基づき、2025年1月10日を効力発生日として、吸收分割会社の烟台创迹软件有限公司の管理事業に関する権利義務を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割（以下「本件分割」という。）を行うこととしました。よって、下記記載のとおり、本件分割に関する事前開示をいたします。

なお、本件分割は完全親子会社間の無対価での吸收分割につき、吸收分割承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸收分割、吸收分割会社においては会社法第784条第1項に定める略式吸收分割となります。

記

1. 吸收分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸收分割承継会社の株式その他の金銭等の交付は行いません。吸收分割会社は、吸收分割承継会社の完全子会社であるため、当該取扱いは妥当であると判断しております。

3. 吸收分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収分割承継会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局へ提出しております。最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割承継会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://trial-holdings.inc/ir/library/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

【吸収分割会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社及び吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込はあると判断しております。

吸収分割会社においては、本件分割後も債務超過が継続する見込みであります、吸収分割承継会社の完全子会社であることから、第三者への債務の履行に支障を及ぼすことはないと判断しております。なお、吸収分割会社は研究開発投資による先行赤字の計上しておりますが、収益化が徐々に進んでおり、今後、キャッシュフローも改善していくものと見込んでおります。

7. 吸収分割契約等備置開始日後の上記各事項の変更

吸収分割契約等備置開始日後、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸收分割契約書



吸收分割契約書

株式会社 Retail AI（以下「甲」という。）と株式会社トライアルホールディングス（以下「乙」という。）とは、甲を吸收分割会社とし、乙を吸收分割承継会社として、甲が第1条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割）

甲は、本契約に従い、吸收分割の方法により、甲の烟台创迹软件有限公司の管理事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

甲：商号 株式会社 Retail AI

住所 東京都港区浜松町一丁目 30 番 5 号浜松町スクエア

乙：商号 株式会社トライアルホールディングス

住所 福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含むものとする。

- 2 甲から乙に対する本件分割による債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものとする。ただし、甲乙間においては、乙が当該債務の全部を負担するものとし、甲が当該債務について履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。
- 3 承継対象権利義務のうち資産及び負債については、甲の効力発生日（第6条に定義する。）現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、甲に対して一切の対価を支払わない。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（吸収分割が効力を生ずる日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年1月10日とする。ただし、分割手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議により効力発生日を変更することができるものとする。

第7条（株主総会による承認等）

本件分割は、甲においては会社法第784条第1項の規定に基づき、乙においては同法第796条第2項の規定に基づき、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わなものとする。

第10条（条件の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決する。

本契約の締結を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙は原本を保有し、甲はその写しを保有する。

令和6年11月22日

東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スクエア

(甲) 株式会社 Retail AI

代表取締役 永田 洋幸



福岡市東区多の津一丁目12番2号

(乙) 株式会社トライアルホールディングス

代表取締役 亀田 晃一



吸收分割契約書 別紙（承継権利義務明細表）

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1. 承継すべき資産・負債

甲が本件事業に関して有する固定資産

2. 契約上の地位

(1) 本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

(2) 前号に関わらず、本件事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件事業以外の甲の事業に関する個別契約は乙に承継されない。

3. 承継すべき雇用契約等

効力発日において、甲に属する従業員のうち本件事業に従事する従業員がいる場合には、すべての当該従業員を対象として乙は甲の労働契約上の地位を承継する。

4. 承継すべき許認可等

効力発日において、甲が保有している本件事業に関する許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙への承継する必要があると判断したもの。

以上



別紙2

最終事業年度に係る計算書類等の内容
【吸収分割会社】

貸借対照表

〔2024年6月30日現在〕

株式会社Retail AI

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,166	流動負債	5,978
現金及び預金	304	短期借入金	5,730
売掛金	147	未払金	128
未収入金	266	その他の	119
前渡金	396	固定負債	1
その他の	51	その他の	1
固定資産	797		
有形固定資産	20		
建物	7		
減価償却累計額	△1	負債合計	5,979
建物(純額)	6		
工具器具備品	134	(純資産の部)	
減価償却累計額	△119	株主資本	△4,016
工具器具備品(純額)	14	資本金	50
無形固定資産	291	資本剰余金	270
ソフトウェア	290	資本準備金	50
その他の	1	その他資本剰余金	220
投資その他資産	484	利益剰余金	△4,337
関係会社株式	255	その他利益剰余金	△4,337
関係会社出資金	223	繰越利益剰余金	△4,337
その他の	6	純資産合計	△4,016
資産合計	1,963	負債純資産合計	1,963

損益計算書

(自 2024年1月1日
至 2024年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金額
売上高	730
売上原価	146
売上総利益	584
販売費及び一般管理費	902
営業損失	318
営業外収益	
その他の	134
営業外費用	
支払利息	24
為替差損	60
その他の	115
経常損失	383
税引前当期純損失	383
法人税、住民税及び事業税	△57
法人税等調整額	△1
当期純損失	325

株主資本等変動計算書

〔自 2024年1月1日
至 2024年6月30日〕

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	50	50	220	270
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	50	50	220	270

純資産合計	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△4,012	△4,012	△3,691	△3,691
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)	△325	△325	△325	△325
事業年度中の変動額合計	△325	△325	△325	△325
当期末残高	△4,337	△4,337	△4,016	△4,016

個別注記表

(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

関係会社出資金 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 建物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 4～5年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、株式会社トライアルホールディングスを通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,000,000株